

審 査 基 準

平成 1 3 年 8 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条第 1 項
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条の 2 （許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：4 0 日
申 請 先：営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂